

令和8年第2回玉城町議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和8年5月1日(金)
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和8年5月1日(金) (午前9時00分)
- 4 出席議員 (13名)

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	11番 辻井 良孝	12番 坪井 信義
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 中川 泰成	副町長 兼 田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
	まちづくり推進課長	
会 計 管 理 者 真砂 浩行	総務防災課長 内山 治久	保健福祉課長 見並 智俊
税務住民課長 梅前 宏文	建 設 課 長 平生 公一	産業振興課長 里中 和樹
教育事務局長 山下 健一	上下水道課長 上村 和弘	生活環境室長 松田 臣二
病院老健事務局長 竹郷 哲也	地域共生室長心得 西野 珠代	
監 査 委 員		
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 西岡 厚 同 書 記 福井希美枝 同 書 記 若宮 慎朔
- 8 議事日程
 - 第 1 指定第 1号 議席の指定について
 - 第 2 会議録署名議員の指名

2番 渡邊 昌行 君
3番 谷口 和也 君
 - 第 3 会期の決定について 1日
 - 第 4 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
 - 第 5 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて (町税条例の一部改正について)
 - 第 6 議案第29号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第 7 発議第 4号 閉会中の継続審査の申し出について
 - 第 8 議案第 5号 閉会中の継続審査の申し出について
 - 第 9 議案第 6号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、令和8年第2回玉城町議会臨時会を開会します。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたり町長から臨時会招集の挨拶があります。

（「議長」の声あり）

中川町長

○町長（中川 泰成） 皆様、おはようございます。臨時会の開会にあたりまして、ひと言ご挨拶申し上げます。この度、皆様の温かいご支援とご信託を賜りまして、第8代の町長として、去る4月19日より町政運営を担わせていただいております、中川泰成でございます。

先人の皆様が育ててこられた、この豊かな歴史、文化、そして美しい自然。これらを大切に受け継ぎながら、誰もが安心して暮らし続けられる笑顔あふれる玉城町の実現に向けて、一身の力を捧げる所存でございます。変化を恐れず玉城らしさを失わず対話と情熱をもって皆様とともに新しい玉城町の歩みを進めてまいります。何卒、各別のご指導とご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

本来であれば、本議会の冒頭に私に初心の一端を申し上げるところでございますが、現在は、本格予算の編成に向けて全庁をあげて鋭意協議を進めているさなかであります。より万全を期した施策としてお示しをいたしたく、わたくしの所信につきまして改めて6月議会定例会にて述べさせていただきたいと考えております。何卒ご賢察賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の服装につきまして、ひと言ご説明を申し上げます。本日ここ直近で頻発しております地震などの自然災害に備える必要があると考え、先ほど職員による緊急の防災訓練を実施してまいりました。その流れでこの防災服のまま出席をさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

備えあれば憂いなしと申しますが、防災においては備えを万全にしつつも、それでもなお憂うこれが必要であると考えております。是非この機会に議員の皆様をはじめ町民の皆様におかれまして、今一度ご家庭や地域で備えについてご確認をいただければと思います。

本日の議会につきましては、専決処分の承認及び監査委員の選任同意についてご審議を賜ります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 豊） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりです。

◎日程第1 指定第1号 議席の指定について

○議長（小林 豊） 日程第1 指定第1号 議席の指定についてを議題とします。

先般、執行されました玉城町議会議員補欠選挙で 当選をされました辻井 良孝議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において 現在 着席している 11 番に指定します。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 次に日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
4番 福田 泰生 議員 5番 渡邊 昌行 議員
の2名を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（小林 豊） 次に日程第3 会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、会期を本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第4 選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（小林 豊） 次に、日程第4 選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

現在1名欠員となっております総務産業常任委員会委員および予算決算常任委員会委員には、委員会条例第6条の規定により、辻井 良孝議員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認めます。よって、総務産業常任委員会委員及び予算決算常任委員会委員に、辻井 良孝 議員を選任することに決定しました。

◎日程第5 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）

○議長（小林 豊） 次に、日程第5 議案第28号 専決処分の承認を求めることにつ

いて（町税条例の一部改正について）を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

中川町長

○町長（中川 泰成） 議案第28号 町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

この度、地方税法等の一部を改正する法律が国会の審議を経て、令和8年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。

これにより、ただちに町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日に専決処分をいたしましたものでございます。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 税務住民課 梅前課長

○税務住民課長（梅前 宏文） それでは、議案第28号、専決処分いたしました、町税条例の一部改正について、補足の説明を申し上げます。

今回の改正ですが、ほとんどが軽自動車税の環境性能割廃止に伴うものでございます。

あと、これの他にですね、住民税の税源移譲特例期間が終了したための条文の整備やわがまち特例の改正などとなっております。なお地方税法の一部改正などで条項ずれなどが生じたことについてはですね、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

条例改正議案資料の「新旧対照表」に基づき説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表1ページをお願いいたします。

まず第18条の3 納税証明事項 から こちら9ページ上段、こちらの第91条の標識交付までの部分が、軽自動車税の「種別割」という言葉が無くなりまして、「軽自動車税」とかわります。という規定になります。

10ページをお願いいたします。

ここから附則になるんですけども、附則第7条の個人住民税の関係で、住宅ローン控除が令和12年度まで延長されたのと、平成18年からのですね、税源移譲特例が終了したための条文整備になります。

その下は、肉用牛売却によります事業所得の特例の延長となっております。

11ページをお願いします。中段の附則第10条の2から 14ページ上段までが、わがまち特例の関係で、税の控除割合などが規定をされています。

16ページ をお願いします。附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例延長にともなうものでございます。

18ページ をお願いします。附則第16条の3からは、再び住民税の関係になりまして、

先ほどと同様、税源移譲の特例期間経過のための住宅ローン控除の規定などが削除されたための条文整備が主なものになっております。以上がですね、主な改正点でございます。上位法の改正に合わせての一部改正でございます。ご理解いただきまして、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。

発言を許します。

1番 坂本稔記議員

○1番（坂本 稔記） 議長の許可を頂きましたので、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）質疑をさせていただきます。

私からの質疑は大きく分けて2点となります。

まず1点目でございます。今回の条例改正、これはあの先ほどご説明にもあった通り、上位法令の改正にともなう整備というふうに認識をしておりますが、その中で、住民の皆さんに直接、直結するような案件がいくつか含まれておりました。例えば住宅ローン控除の適用期間の延長。これは住民の皆さんにとってはプラスの面がある。このように認識をしておるんですが、固定資産税の算定割合への見直しであったりとか、こういった面も含まれているという風に思っています。で、これらが、今も説明いただいているんですけども、具体的にですね、今までどの程度だったものが、今後どうなっていくのかっていうのを、条例を見る限り私は理解しているつもりなんですけども、町民の皆さんに説明するという形で、教えていただきたいと思っております。で、こうしたその期間の延長であったり、税制の変更ですね、これが、この両面の影響を踏まえて町としてどのように住民の皆さんと向き合っ、周知、もう先決されていますので、周知をしていったりとか、ご理解をいただくっていうのを今後どうやっていくかというのを、ちょっと教えてください。

○議長（小林 豊） 税務住民課 梅前課長

○税務住民課長（梅前 宏文） それでは、質疑のほうにお答えをいたします。

まず、あの、今回この改正の中身なんですけども、先ほど申しあげました軽自動車なんですけども、これは環境性能割がですね、取得者にかかっておりました。また所有者の方にはですね、種別割というものが課税をされておりました。で、そちらの方の環境性能割というのはですね、この3月をもって廃止されるということからですね、その種別割がなくなって、環境性能割の部分だけになりますものですから、削除させていただいて条例を整備させていただいたものになります。

また、先ほどいただいた住宅ローンの関係になるんですけども、こちら、現行の住

宅ローン控除の制度はですね、令和12年度分まで、入居分についてまで延長されることになったという条文になっております。ですので、これまでと変わらずそういった控除が受けれますよというような定めのものになっております。議員の言われる周知や対応の方法なんですけども、住民税というのは、基本的には所得税を基本資料としてですね、賦課しておる税金になりますので、あの所得税とは多少の違いはあるんですけども、基本的な考えは所得税に沿っているということになってます。ですので、制度的なものについてはですね、ついこの間までしてございました確定申告が、国税庁として全国的に色々、あのCM等ですね、PRをされておりますので、所得税と併せて理解をされているものではないかなという風に理解をしております。

あと、また今回あります住宅についてはですね、お家が完成すると税務職員がですね、お宅にお邪魔して行います家屋調査というのがございまして、そちらの方ですね、ちょっといろいろ測らせてもらいながら最後にですね、その国税であったり、県税であったり、あとの町税であったりですね、税の説明の方はですね、一応資料と共に説明をするようにはしております。

あの、税というのは、面倒くさいとか、わかりづらい、数字が細かくて分からないという声をよく聞きます。しかし、ただご自身にかかる税ですので、少しでも住民の皆さんに関心をもっていただけたらと考えております。今年はですね、先ほど申し上げました確定申告をですね、スマホを使った確定申告にさせていただきました。これはあの国のDX化の流れになるんですけども、それによって利用者さんからはですね、え、こうやってスマホを使ってみてですね、良かったと。来年はいつぺん自分でしてみようかなという声があったりですね、こういった国税庁のシステムを使ってもらったんですけども、そのシステムが分かって、使い方が分かって良かったなという風なお声もいただいております。

こうやって、ご自身で確定申告を実際にやっていただくとはですね、少しでも税に関心を持っていただいて、自分の税にでも興味を持っていただけたらなと思いますので、こういったことは、来年も継続してですね行っていきたいなという風に考えております。

あの、他も、今後についてはですね、改正情報など、広報誌やホームページを通じて、周知を図っていききたいなという風に思っております。よろしくご理解いただければと思います。以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員

○1番（坂本 稔記）非常に分かりやすい丁寧な答弁、ありがとうございました。

上位法令の改正に伴って、自動的にという言い方はちょっと適切かどうかというところなんですけども、変えなくてははいけなくて、整理しなくてははいけない。ただそれを住民の皆さんに丁寧に伝えるというのは、行政の腕の見せ所という風に思っておりますので、引き続き丁寧な対応をお願いいたします。

次の質疑です。今回の条例改正によって、第81条の3から8までの内容が削除されて

おります。これは、あの環境性能割に関連するところになるんですが、現行の玉城町の軽自動車税環境性能割の減免に関する規則というのがございます。この条文の中に、条例第81条の6を引用しているものがございます。このことからですね、この条例と規則の関係において、整合性が取れていない状態が生じていると考えておるんですが、この点についてこの規則の改正であったり廃止であったり、今後どのように整理していくのか、その対応方針と時期が決まっているようでしたら教えてください。

○議長（小林 豊） 梅前課長

○税務住民課長（梅前 宏文） 議員おっしゃるとおりこの規則については認識しております。現在ですね、税務住民課のほうで、ことらの廃止にむけた手続きを行っているところでございます。以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員

○1番（坂本 稔記） はい、答弁ありがとうございます。以上で私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（小林 豊） ほか、質疑ございませんか。よろしいですか。

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。

続いて討論を行います。発言を許します。

（「省略」の声あり）

○議長（小林 豊） 省略してよろしいですか。討論なしと認め、討論を終了します。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部改正について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第29号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小林 豊） 次に、日程第6 議案第29号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

中川町長

○町長（中川 泰成） 議案第29号 監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

大西 栄監査委員が本年4月21日をもって任期満了となっております。そのため、後任の監査委員に、伊勢市岩淵2丁目6番3号、西田 弘哉（にしだ ひろや）氏を選任いたしたく提案させていただくものでございます。

西田 弘哉氏は、玉城町出身で、伊勢市内に税理士事務所を開設し税理士として長年

にわたり税務及び会計の専門的な実務に従事されており、財務全般に関する高度な知識と深い見識を有しておられます。町政においても限られた財源の適正かつ効率的な運用がより一層求められております。西田氏が持つ会計の専門家としての客観的かつ適正な判断力は町の財産管理や行政運営の透明性を確保し、適正な予算執行を担保する上で極めて有効であると確信しております。以上の理由によりまして監査委員として適任と考え地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、補足説明は省略をさせていただきます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認め、本案に対する質疑を終了します。

本案については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊） 質疑なしと認め、討論を省略します。

これから、議案第29号を採決します。

この裁決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり推薦することに同意の方は起立願います。

（全 員 起 立）

○議長（小林 豊） 起立全員です。

したがって、議案第29号 監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前9時24分）

（西田 弘哉氏 入場）

（再開 午前9時25分）

○議長（小林 豊） 再開します。ただ今、監査委員に選任されました、西田 弘哉さんから挨拶がございます。西田 弘哉さん、挨拶をどうぞ。

（西田 監査委員 挨拶）

◎日程第7 発議第4号から 日程第9 発議第6号

○議長（小林 豊）次に日程第7 発議第4号ないし日程第9 発議第6号にかかる閉会中の継続審査の申し出についてを一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、それぞれの委員会において、閉会中の継続審査とすることに決定しました。これをもって本臨時会に付議された事件は全て終了しました。

したがって、令和8年第2回玉城町議会臨時会を閉会したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、令和8年第2回玉城町議会臨時会を閉会することに決定しました。

閉会にあたり、町長挨拶を願います。

中川町長

○町長（中川 泰成）閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

全2議案、可決いただきまして本当にありがとうございました。

私も最初の議会ということで大変、緊張しておったところでもありますけれども、2議案とも可決を頂いたということで少しほっとしております。

先ほども申し上げましたけれども、私たち今日は防災の日ということで、防災服で執務もさせていただきます。5月の下旬からですね、気象警報が変わるということでありまして、警報が3段階になってまいります。警報、危険警報、特別警報と。レベル3、4、5とですね、そういった流れで変わっていくということでもありますので、繰り返しになりますけれども、今一度皆様のご家庭の備え、確認をいただきたいということと、それからゴールデンウィークも始まっておる方もあるかわかりませんが、明日からですかね、少し大型の連休になってまいります。

アスパア玉城でもですね、いくつかのイベントを揃えております。5月3日はアグリ日和、5月5日はちびっこ祭りと楽しいイベントが盛りだくさんで玉城町でもお楽しみをいただけたと思いますので、都合のつく方、皆さん是非、お出掛けをいただき楽しんでいただきたいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（小林 豊）これで、令和8年第2回玉城町議会臨時会を閉会します。

（午前9時32分 閉会）